

証券コード7601

2025年9月30日

株 主 各 位

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社 **ポプラ**

代表取締役社長 岡 田 礼 信

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、第1号議案「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催いたします。

本臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.poplar-cvs.co.jp/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7601/25261217/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ポプラ）または証券コード（7601）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）にて議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年10月15日（水曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区加古町 4－17
JMS アステールプラザ 2階多目的スタジオ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

（臨時株主総会）

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による種類株式（B種種類株式）発行の件
- 第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 特定の株主（株式会社ローソン）からの自己株式取得の件

（普通株主による種類株主総会）

決 議 事 項

- 議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本臨時株主総会および普通株主による種類株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年10月16日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年10月15日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年10月15日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株
XX 年 XX 月 XX 日
1. _____
2. _____
見本
〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

（臨時株主総会）

第1、2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

（普通株主による種類株主総会）

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

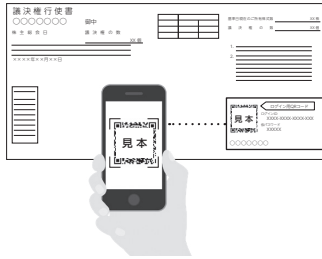
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」を
入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

臨時株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第 2 号議案の B 種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として B 種種類株式を追加し、B 種種類株式に関する規定を新設するとともに、A 種種類株式に関する規定についても所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、第 2 号議案および第 3 号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,174,072株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,180,472株</u> とする。
2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。	2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。
普通株式 36,160,072株	普通株式 36,160,072株
A 種種類株式 14,000株	A 種種類株式 14,000株
	<u>B 種種類株式 6,400株</u>
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A 種種類株式の単元株式数は 1 株とする。	第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A 種種類株式および <u>B 種種類株式</u> の単元株式数は 1 株とする。
第 9 条～第 11 条 (条文省略)	第 9 条～第 11 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章の2 A種種類株式 (剰余金の配当) 第11条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下、A種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下、A種種類株主等という。）に対し、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、A種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2. A種優先配当金の額は、50,000円（以下、払込金額相当額という。）に、以下に定める料率（以下、A種優先配当年率という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。	第2章の2 A種種類株式 (剰余金の配当) 第11条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下、A種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下、A種種類株主等という。）に対し、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、A種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2. A種優先配当金の額は、50,000円（以下、<u>本第2章の2</u>において、払込金額相当額という。）に、以下に定める料率（以下、A種優先配当年率という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

現行定款	変更案
(a) 配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率5.5% (b) 配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率6.5% (c) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7% (d) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合および2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率8% (e) 配当基準日が<u>2029</u>年3月1日以降の日である場合 年率7% ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。	(a) 配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率5.5% (b) 配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率6.5% (c) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7% (d) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合および2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率8% (e) 配当基準日が<u>2028</u>年3月1日以降の日である場合 年率7% ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
第11条の2第3項（条文省略）	第11条の2第3項（現行どおり）
4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余	4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余

現行定款	変更案
金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を、A種累積未払配当金相当額という。）する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （残余財産の分配） 第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の9第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、A種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。 ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等	金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を、A種累積未払配当金相当額という。）する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （残余財産の分配） 第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の16第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、A種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。 ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等

現行定款	変更案
が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。	が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
第11条の3第2項～第11条の3第4項（条文省略）	第11条の3第2項～第11条の3第4項（現行どおり）
（普通株式を対価とする取得請求権） 第11条の4 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下、請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、普通株式対価取得請求日という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。	（普通株式を対価とする取得請求権） 第11条の4 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下、<u>本第2章の2</u>において、請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、<u>本第2章の2</u>において、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、<u>本第2章の2</u>において、普通株式対価取得請求日という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。
第11条の4第2項～第11条の4第3項（条文省略）	第11条の4第2項～第11条の4第3項（現行どおり）
4. (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除	4. (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除

現行定款	変更案
く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取	く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本第2章の2において、取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取

現行定款	変更案
得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。	得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。
$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} - \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{新たに発行する当社が保有する普通株式の数}) \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$	$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} - \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{新たに発行する当社が保有する普通株式の数}) \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$
④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算され	④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算され

現行定款	変更案
る額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後	る額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後

現行定款	変更案
取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他	取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他

現行定款	変更案
方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、VWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 第11条の4第5項～第11条の4第7項（条文省略）	方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、VWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 第11条の4第5項～第11条の4第7項（現行どおり）

現行定款	変更案
(金銭を対価とする取得請求権) 第11条の5 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、償還請求日という。)として、当会社に対して書面による通知(以下、償還請求事前通知という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、償還請求という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする(以下、当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。) (a) 金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合 1.05 (b) 金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06	(金銭を対価とする取得請求権) 第11条の5 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、<u>本第2章の2</u>において、償還請求日という。)として、当会社に対して書面による通知(以下、<u>本第2章の2</u>において、償還請求事前通知という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、<u>本第2章の2</u>において、償還請求という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする(以下、<u>本第2章の2</u>において、<u>当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。</u>) (a) 金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合 1.05 (b) 金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06

現行定款	変更案
(c) 金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07 なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 第11条の5第2項～第11条の5第3項（条文省略）	(c) 金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07 なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 第11条の5第2項～第11条の5第3項（現行どおり）

現行定款	変更案
(金銭を対価とする取得条項) 第11条の6 当会社は、2026年5月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、金銭対価償還という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。 (a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 1.05 (b) 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06 (c) 金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07 なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、	(金銭を対価とする取得条項) 第11条の6 当会社は、2026年5月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、<u>本第2章の2</u>において、金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、<u>本第2章の2</u>において、金銭対価償還という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。 (a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 1.05 (b) 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06 (c) 金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07 なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、

現行定款	変更案
また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。 A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 第11条の7～第11条の8 (条文省略) (新設) (新設)	また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。 A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 第11条の7～第11条の8 (現行どおり) <u>第2章の3 B種種類株式</u> <u>(剰余金の配当)</u> <u>第11条の9 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下、B種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下、B種種類株主等という。）に対し、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、B種優先配当金という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>2. B種優先配当金の額は、50,000円（以下、本第2章の3において、払込金額相当額という。）に、以下に定める料率（以下、B種優先配当年率という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日</u>

現行定款	変更案
	<u>(ただし、当該配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。))。</u> <u>(a) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合</u> <u>年率7%</u> <u>(b) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合および2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合</u> <u>年率8%</u> <u>(c) 配当基準日が2028年3月1日以降の日である場合</u> <u>年率7%</u> <u>ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(B種累積未払配当金相当額(本条第4項に定める。))の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</u> <u>3. 当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	4. <u>ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を、B種累積未払配当金相当額という。）する。当会社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>（残余財産の分配）</u> 第11条の10 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第11条の16第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、B種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。

現行定款	変更案
	ただし、本項においては、<u>分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。</u>なお、<u>B種剰余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> 2. <u>B種種類株主等に対しては、前項のほか、剰余財産の分配は行わない。</u> 3. <u>B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下、B種日割未払優先配当金額という。）は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</u> <u>ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（B種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</u> 4. <u>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第11条の11 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下、本第2章の3において、請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、本第2章の3において、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本第2章の3において、普通株式対価取得請求日という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>2. B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額および(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額を、本条第3項および第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u>

現行定款	変更案
	3. 取得価額は、当初、185円とする。 4. (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、

現行定款	変更案
	本項において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本第2章の3において、取得価額調整式という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ ④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同

現行定款	変更案
	じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額

現行定款	変更案
	調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

現行定款	変更案
	② <u>取得価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> ③ <u>その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u> (c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u> (d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。</u> (e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u> 5. <u>株主名簿管理人事務取扱場所</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> <u>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> <u>大阪証券代行部</u>

現行定款	変更案
(新設)	6. <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u> 7. <u>当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u> <u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> <u>第11条の12 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額を限度として、B種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本第2章の3において、償還請求日という。）として、当社に対して書面による通知（以下、本第2章の3において、償還請求事前通知という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、本第2章の3において、償還請求という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする（以下、本第2章の3において、当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。）。</u>

現行定款	変更案
	(a) <u>金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合</u> <u>1.05</u> (b) <u>金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合</u> <u>1.06</u> (c) <u>金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合</u> <u>1.07</u> <u>なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u>

現行定款	変更案
(新設)	2. 株主名簿管理人事務取扱場所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> <u>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> <u>大阪証券代行部</u> 3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。 <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の13 当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本第2章の3において、金銭対価償還日という。）が到来することをもって、B種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、本第2章の3において、金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種類株主に対して交付するものとする。 (a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 <u>1.05</u>

現行定款	変更案
	(b) <u>金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合</u> <u>1.06</u> (c) <u>金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合</u> <u>1.07</u> <u>なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。</u> <u>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u> <u>(譲渡制限)</u> <u>第11条の14 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u> <u>第11条の15 当会社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u> <u>2. 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>3. 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u>
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更案
(新設)	第2章の4 優先順位
(優先順位) 第11条の<u>9</u> A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主等と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。 2. A種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式が第1順位、普通株式が第2順位とする。 第11条の<u>9</u>第3項 (条文省略) 第12条～第39条 (条文省略)	(優先順位) 第11条の<u>16</u> A種優先配当金、B種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、<u>B種累積未払配当金相当額</u>および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主等と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。 2. A種種類株式、<u>B種種類株式</u>および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式および<u>B種種類株式</u>が第1順位、普通株式が第2順位とする。 第11条の<u>16</u>第3項 (現行どおり) 第12条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 第三者割当による種類株式（B種種類株式）発行の件

当社は、会社法第199条の規定に基づき、以下に記載の要領にて、HiCAP 5号投資事業有限責任組合（以下「HiCAP 5号」といいます。）およびMIT広域再建支援 投資事業有限責任組合（以下「MIT広域再建支援」といい、HiCAP 5号と併せて個別にまたは総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるB種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の種類および数	B種種類株式 6,400株
(2) 払込金額	1株につき金 50,000円
(3) 払込総額	320,000,000円
(4) 増加する資本金	160,000,000円
(5) 増加する資本準備金	160,000,000円
(6) 払込期日	2025年10月17日（金曜日）
(7) 募集または割当方法	第三者割当の方法により、B種種類株式をそれぞれ以下のとおり割り当てる。 HiCAP 5号投資事業有限責任組合 3,200株 MIT広域再建支援 投資事業有限責任組合 3,200株
(8) 募集株式の内容	B種種類株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

2. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額であるとされる可能性のある募集株式の発行をすることを必要とする理由および発行条件等の合理性

(1) 本第三者割当の経緯・目的

当社と株式会社ローソン（以下、本第2号議案において「ローソン」といいます。）は、2014年12月8日に資本業務提携契約を締結して以降、「ローソン・ポプラ」店舗の展開、原材料や販売商品の共同調達等、親密な協業関係を継続しております。このたび、ローソンより、政策保有株式の縮減方針に従いローソンが保有する当社株式2,150,300株（自己株式を除く発行済株式数に対する割合18.22%）の全てを売却する意向である旨の連絡を受けました。当社はかねてより資本政策の柔軟性・機動性の確保を目的に自己株式の取得を検討していたところ、ローソンの保有する株式の売却による当社株式が市場に放出された場合には大幅な株価下落を引き起こす可能性が高い一方

で、自己株式取得を行った場合には市場に流通する当社普通株式数は増加しないこと、また、自己株式の取得により当社の１株当たり当期純利益（ＥＰＳ）およびＲＯＥ等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることを等考慮し、ローソンの保有する株式を自己株式として取得することが将来的な企業価値の向上に資すると判断するにいたしました。

以上の点に加えて、今後の資本政策なども総合的に検討した結果、当社が自己株式の取得という形でローソンの保有する株式を取得し、その活用方法（当社の業績や株価動向等を見据え、自己株式の消却、長期保有を前提とした当社にとって望ましい企業への譲渡、株式交換制度または株式交付制度を活用した買収等）について機動的に検討できる方が、ローソンにより当社株式が市場で売却される場合と比べて、今後の企業価値の向上への取組みとして妥当であると判断いたしました。

このような判断に基づき、会社法第156条第１項、第160条第１項および第161条の規定に基づき、自己株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を行うことを決定いたしました。

そして、本自己株式取得を行うために必要な資金を調達し、また、本自己株式取得を行うために必要となる分配可能額を確保するために、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

（２）本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本自己株式取得に必要な資金および分配可能額を確保するとともに、財務体質の安定化に向けて、様々な資金調達手法を検討してまいりました。こうした中、資本性のある資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態および経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当増資、ライツオファリングの実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり得るため、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことや、調達予定額の確保に不確実性があることから適切でないと判断いたしました。他にも、社債または借入といった負債性のある資金調達についても検討いたしましたが、社債または借入による資金調達では、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、現状の当社の財務状況を鑑みるに、利払い負担や返済負担が相応に発生することで、キャッシュ・フローに小さくないインパクトが生じ得るため、適切でないと判断いたしました。

以上を踏まえて、当社としては、普通株式の希薄化を最小限としつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためにはＢ種種類株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。

（３）払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、本第三者割当にかかる出資の方法および内容に関しては、Ｂ種種類株式の払込金額を１

株当たり50,000円と決定いたしました。当社としては、B種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、B種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期するため、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズ株式会社（以下「クレジオ・パートナーズ」といいます。）に対してB種種類株式の価値算定を依頼し、B種種類株式の評価報告書（以下「優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズは、B種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提（B種種類株式の転換価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権または割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利子率、割引率等）の下、B種種類株式の公正価値の算定をしております。優先株式評価報告書において2025年8月28日の東証終値を基準として算定されたB種種類株式の価値は、1株当たり49,859～56,323円とされております。

上記のとおり、当社としては、B種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、クレジオ・パートナーズによる優先株式評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、B種種類株式の払込金額（1株当たり50,000円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しております。

しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてB種種類株式を発行することといたしました。

（４）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

B種種類株式については、2025年10月17日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、この取得請求権が当初の取得価額で全て行使された場合、普通株式1,729,728株が交付され、その議決権数は17,297個となります。そのため、B種種類株式の潜在株式数の希薄化率は、2025年2月28日現在の当社の発行済株式総数11,801,822株に対して14.66%、議決権総数117,692個に対して14.70%となり、本第三者割当により希薄化が生じます。なお、B種種類株式にかかる剰余金の配当が行われず未払配当金相当額が累積した場合、上記取得請求権の行使により転換される当社普通株式の数はさらに増加します。

一方で、本第三者割当は、当社の財務体制の安定化および市場での普通株式の大量売買に伴う株価の暴落抑制に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

(5) 割当予定先を選定した理由

当社は本第三者割当において、当社の現況、事業概要、事業戦略、財務状況および課題について理解した上で、資金調達に賛同いただける割当予定先を検討してまいりました。その中で、当社は、2023年5月に発行した当社のA種種類株式を保有するMIT広域再建支援を運営する株式会社MIT Corporate Advisory Servicesおよび同じくA種種類株式を保有するHiCAP 4号を運営するひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社との間で当社の資本政策に関して協議を重ねる中で、A種種類株式と概ね同内容であるB種種類株式を新たに発行し、同社が運用するファンドに割り当てる今回の資金調達を実施することが当社の資本政策として最良であると判断し、割当予定先を選定いたしました。

HiCAP 5号は、株式会社広島銀行の持株会社である株式会社ひろぎんホールディングス100%出資の投資専門会社であるひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社が組成したファンドとなります。HiCAP 5号とは、2024年9月より企業価値向上施策等について協議を重ね、HiCAP 5号は地域活性化を目的の一つに組成されたファンドであり、投資先の課題解決に当たり、ファンドを通じた資本提供だけでなく、ひろぎんホールディングスグループが持つネットワークやコンサルティング機能の活用も期待できることから、当社の企業価値向上にご協力いただける相手と確信し、2024年12月にHiCAP 5号を割当予定先として選定しました。

MIT広域再建支援とは、2024年9月より企業価値向上施策等について協議を重ね、MIT広域再建支援は、事業の承継・再編・再構築を通じた成長支援を主な目的とし、業務執行組合員である株式会社MIT Corporate Advisory Servicesが蓄積したコンサルティングノウハウやファンドノウハウを活用し、投資先に寄り添った徹底した現場主義によるハンズオン支援により投資先の企業価値の向上を図っているファンドであり、当社の企業価値向上にご協力いただける相手と確信し、2024年12月にMIT広域再建支援を割当予定先として選定しました。

株主の皆様におかれましては何卒諸事情ご賢察のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件

第2号議案の「第三者割当による種類株式（B種種類株式）発行の件」による新株式の発行により資本金および資本準備金の額がそれぞれ160,000,000円増加する見込みであります。今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「第三者割当による種類株式（B種種類株式）発行の件」が原案どおり承認可決され、B種種類株式の第三者割当に係る払込みが行われることを条件に、資本金および資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

（1）減少する資本金の額

160,000,000円

なお、本第三者割当に係る払込みと同時に資本金の額が160,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より減少いたしません。

（2）減少する資本準備金の額

160,000,000円

なお、本第三者割当に係る払込みと同時に資本準備金の額が160,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より減少いたしません。

（3）資本金および資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年10月17日

（ご参考）

資本金および資本準備金の額の減少の効力発生後の資本金および資本準備金の額

資本金 30,000,000円

資本準備金 0円

第4号議案 特定の株主（株式会社ローソン）からの自己株式取得の件

当社の主要株主である株式会社ローソンより、政策保有株式の縮減方針に従い同社が保有する当社株式の全てを売却する意向を受け、同社が保有する株式を当社が自己株式として取得し、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第156条第1項、第160条第1項および第161条の規定に基づき、以下のとおり相対取引により同社から自己株式を取得することとしたいと存じます。

1. 取得する株式の種類

普通株式

2. 取得する株式の総数

2,150,300株（上限）

3. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容および総額

金378,452,800円（上限）

4. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法

以下の（1）または（2）に掲げる価格のいずれか低い方の価格とする。

（1）当社普通株式の2025年9月1日から2025年10月15日までの各営業日における東京証券取引所における終値の平均値（上記期間中の営業日における終値の合計を当該営業日数で除することにより算出する。なお、上記算出にあたり終値がない営業日は除く。）に、0.8を乗じて算出された金額（1円未満の端数切捨て）

（2）本臨時株主総会の決議日の前日における東京証券取引所における終値（但し、同日に取引がない場合はその後最初になされた売買取引成立価格とする。）

5. 株式を取得することができる期日

2025年10月17日

6. 取得する株主

株式会社ローソン

7. 会社法第160条第1項の定め

会社法第158条第1項の規定による通知を上記6の特定の株主に対してのみ行う。

（ご参考）

本自己株式取得にあたって、株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条および会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、株式会社ローソン以外の株主様には、会社法第160条第2項および第3項による売主追加請求権は生じません。

以上

普通株主による種類株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 定款一部変更の件

臨時株主総会参考書類5頁から32頁に記載の第1号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

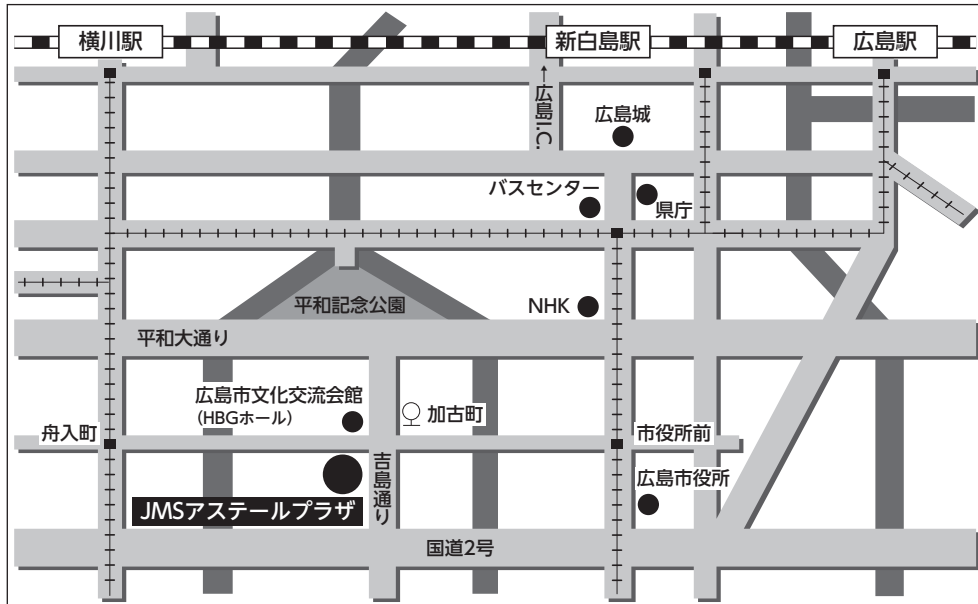
以上

株主総会会場ご案内図

JMSアステールプラザ 2階多目的スタジオ

広島市中区加古町4-17

電話 082-244-8000



《JR広島駅から》

【市内電車ご利用の場合】

宇品行（紙屋町経由）－市役所前下車（600m）

江波行－舟入町下車（400m）

【バスご利用の場合】

広島バス24号路線

吉島営業所行または吉島病院行－加古町下車（200m）

【タクシーご利用の場合】

約15分

＜当日のご来場に際してのお願い＞

- ・ 上記の会場での開催となりますので、ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう、ご来場をお願い申し上げます。
- ・ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 車いす等でのご来場でサポートが必要な方は、当日案内係にお申し出ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。